重大死傷事故発生時の報告及び連絡図

東都城南交通株式会社

凡例



消防署 119

警察署

1 1 0



事故現場

乗務員等



搬送先医療機関









当該営業所

所 長 (統括運行管理者) 事故担当 (運行管理者)



東京運輸支局その他関係官署







非常呼集•管理者全員

事故の状況により救護 レッカー等の手配、並び に事故担当者現場に急行

本社

代表取締役社長 安全統括管理者 役員・担当部長 タクシー管理課 事故渉外課



事故現場の近郊に 関連会社がある 場合は応援の依頼

※ 事故発生時の処理

乗務員は、旅客の輸送中に天災その他の事故により旅客が負傷し、又は死亡した時は、次に示す事項を実施しなければならない。

- 1. 速やかに応急手当、その他必要な救護措置を講ずる事。
- 2. 道路の危険防止等交通の安全に必要な措置を講ずる事。
- 3. 会社及び所轄警察署に連絡し、指示を受ける事。
- 4. 遺留品を保管する事。